

随 意 契 約 理 由 書

件名：玉手浄水場 5，6号主系膜ろ過設備補修工事

本件は、柏原水道センター玉手浄水場の5，6号主系膜ろ過設備の膜モジュールを取り替えるものであるが、本設備は、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本工事が施工可能な者は、本設備を設計・製作した水道機工株式会社が修繕・保守業務を移管している横手産業株式会社である。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規程により、横手産業株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積もりの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条および同運用第13条関係第1項第1号の規程により比較見積もりを省略する。

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 高井田高区ポンプ場 2号送水ポンプ更新工事

本工事は、高井田高区ポンプ場に設置されています2号送水ポンプを更新するものであります。

高井田高区ポンプ場(以下、「ポンプ場」という。)は、容量1,010 m³を要する高井田高区配水池へ送水を行っているポンプ場であります。

ポンプ場内には同容量のポンプが2台設置されており交互運転を行っていますが、2号ポンプの故障により1号ポンプ1台で運用しております。

運用上、ポンプ1台運用であり、そのポンプも故障すると一切送水できなくなり、長期に渡り断水し、配水エリアにお住いのお客さまの生活に多大な影響を及ぼすため、直ちにポンプを更新する必要があります。

本来であれば、競争入札により受注者を決定すべきところですが、緊急性が高く入札に付す時間的余裕がないことから、旧柏原市水道事業時代に施工実績のある者及び直近で本団類似案件の入札で応札があった者から見積を徴取したうえで随意契約するものです。

以上の理由から、見積を徴取し、予定価格の範囲内で最低の見積金額を提示した者と地方公営企業法施行令第21条の13第1項5号の規定に基づき随意契約を行います。